



発行 東京都

目次

29

規則

- 東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則……………（主税局税制部税制課）…
- 東京都宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…
- 東京都太田記念館管理規則の一部を改正する規則……………（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…
- 東京都育英資金条例施行規則の一部を改正する規則……………（生活文化局私学部私学振興課）…

訓令

- 東京都巡視勤務規程の一部改正……………（総務局総務部総務課）…
- 東京都都税監察規程の一部改正……………（総務局コンプライアンス推進部総務課）…
- 東京都広報及び広聴事務規程の一部改正……………（生活文化局広報広聴部広報課）…
- 東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー連絡定期乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程……………
- 東京都交通局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程の一部を改正する規程……………
- 東京都交通局職員制服規程の一部を改正する規程……………

公告

- 窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱……………（デジタルサービス局戦略部デジタル改革課）…

規則

東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百十六号

東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則

東京都都税条例施行規則（昭和二十五年東京都規則第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三 法人の事業税及び法人の都民税の賦課徴収に関する事務のうち、大規模であることその他特別の事情があることにより知事において調査することが適当であると認める法人（条例第二十五条第二項又は第三項において法人とみなされるものを含む。以下この号において同じ。）に対する法人の事業税及び法人の都民税に係る賦課徴収の調査（都内に主たる事務所又は事業所を有する法人に係る調査に限る。）に関する事項

別記第三十一号様式(表中)

課税種別	法人		個人		控除額	課税額
	課税額	控除額	課税額	控除額		
所得税	課税額	控除額	課税額	控除額		
法人税	課税額	控除額	課税額	控除額		
市町村税	課税額	控除額	課税額	控除額		
地方税	課税額	控除額	課税額	控除額		
雑税	課税額	控除額	課税額	控除額		
その他	課税額	控除額	課税額	控除額		
合計	課税額	控除額	課税額	控除額		
合計	課税額	控除額	課税額	控除額		

を



別記第二百三十一号様式から第二百三十一号の三様式までの規定中

「東京都都税徴税員

東京都都税査察員

査察課長

「東京都都税査察員

」を  
に改める。

附則

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都都税条例施行規則別記第三十二号様式(乙)その一から第三十二号様式(乙)その三までの規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第三条の規定(同法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法(昭和四十年法律第三十四号。以下「旧法人税法」という。)(第二条第十二号の七に規定する連結子法人(以下「連結子法人」という。))の連結親法人事業年度(旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。))が施行日前に開始した事業年度を除く。)に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。))に係る法人の事業税については、この規則による改正前の東京都都税条例施行規則(以下「旧規則」という。)(別記第三十二号様式(乙)その一から第三十二号様式(乙)その三までの規定は、なおその効力を有する。

3 この規則の施行の際、旧規則別記第三十二号様式(乙)その一から第三十二号様式(乙)その三までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百十七号

東京都宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則

東京都宿泊税条例施行規則(平成十四年東京都規則第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第七条中「この場合において」の下に、「都税条例施行規則第三条中

「八 特別土地保有税の賦課徴収に関する事務のうち、調査に関する事項」とあるのは

「八 特別土地保有税の賦課徴収に関する事務のうち、調査に関する事項

九 宿泊税の賦課徴収に関する事務のうち、ホテル等の所在地が都内複数にわたることその他特別の事情があることにより知事において行うことが適当と認める宿泊税に係る賦課徴収の調査に関する事項

と」を加え、「宿泊税条例」を「東京都宿泊税条例(平成十四年東京都条例第百十一号)」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都太田記念館管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百十八号

東京都太田記念館管理規則の一部を改正する規則

東京都太田記念館管理規則(平成二年東京都規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第十条及び第十六条中「生活文化局長」を「生活文化スポーツ局長」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都育英資金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百十九号

東京都育英資金条例施行規則の一部を改正する規則

東京都育英資金条例施行規則（平成十七年東京都規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項に後段として次のように加える。

この場合において、旧規則別記第十五号様式中「東京都生活文化課」とあるのは「東京都生活文化スポーツ課」と、旧規則別記第十九号様式及び第二十一号様式中「東京都生活文化局私学部長」とあるのは「東京都生活文化スポーツ局私学部長」と読み替えるものとする。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

訓 令

●東京都訓令第五十号

東京都巡視勤務規程（昭和三十一年東京都訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

庁 中 一 般  
支 業 所 庁 般

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第一条に次の一項を加える。

2 巡視を置かない庁舎にあつては、東京都庁内管理規則（昭和四十五年東京都規則第九十二号）第三条に定める庁内管理者（以下「庁内管理者」という。）が所属職員にこの規程に準ずる措置をとらせるものとする。

第四条第二項中「おかない」を「置かない」に、「東京都庁内管理規則（昭和四十五

年東京都規則第九十二号）第三条に定める庁内管理者（以下「庁内管理者」という。）または」を「庁内管理者又は」に改める。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

●東京都訓令第五十一号

東京都服務監察規程（昭和四十七年東京都訓令第六十三号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第二条第一号中「都民安全推進本部長」を「同条第三項に規定する室長」に改め、「病院経営本部長」を削る。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、「病院経営本部長」を削る部分は、同年七月一日から施行する。

●東京都訓令第五十二号

東京都広報及び広聴事務規程（昭和五十二年東京都訓令第九号）の一部を次のように改正する。

庁 中 一 般  
支 業 所 庁 般

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

第一条中「広報及び広聴事務」を「都政の広報及び広聴に関する事務」に改める。  
第二条を削る。

第三条(見出しを含む。)中「生活文化局長」を「政策企画局長」に改め、同条各号を次のように改め、同条を第二条とする。

- 一 広報広聴に係る総合的かつ戦略的な企画及び連絡調整
- 二 東京都組織規程(昭和二十七年東京都規則第百六十四号。以下「組織規程」という。)第八条第一項に規定する本庁の局、室並びに住宅政策本部及び中央卸売市場(以下これらを「局等」と総称する。)の広報活動の支援

- 三 都政に関する情報収集及び分析
- 四 各種媒体を活用した広報
- 五 写真、映像等による都政の記録
- 六 都政に関する提言、要望等の受付及び処理
- 七 調査による広聴

八 都政報道及び報道機関との連絡

第四条の見出し中「局長」の下に「等」を加え、同条中「東京都組織規程(昭和二十七年東京都規則第百六十四号。以下「組織規程」という。)」を「組織規程」に、「並びに都民安全推進本部長、」を、「同条第三項に規定する室長並びに」に改め、「、病院経営本部長」を削り、「「局長」」を「「局長等」」に改め、同条を第三条とする。

第五条を削り、第六条を第四条とする。

第七条の見出し中「生活文化局長」を「政策企画局長」に改め、同条中「生活文化局長」を「政策企画局長」に、「第三条」を「第二条各号」に改め、「特に」を削り、「、局長」を「、局長等」に改め、「、当該広報広聴事務について」を削り、同条を第五条とし、同条の次に次の二条を加える。

(広報及び広聴に係る全庁的な方針)  
 第六条 政策企画局長は、広報広聴事務の総合的かつ一体的な推進を図るため、広報及び広聴に係る全庁的な方針を定める。  
 (東京都戦略広報推進会議)

第七条 局等が連携して戦略的に広報を展開していくため、東京都戦略広報推進会議を置く。

2 前項に定める会議の運営について必要な事項は、政策企画局長が別に定める。  
 第八条から第十条までを削る。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定中「、病院経営本部長」を削る部分は、同年七月一日から施行する。

規程(交)

●交通局規程第二十九号

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー連絡定期乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

東京都交通局長 内藤 淳

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー連絡定期乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー連絡定期乗車券の発売等に関する規程(昭和六十三年交通局規程第四十六号)の一部を次のように改正する。  
 第五条の次に次の二条を加える。

(ICカードを媒体とする連絡定期乗車券)

第五条の二 連絡定期乗車券は、次の各号に定めるICカードに当該乗車券の機能を付加することができる。ただし、第二号から第四号までのICカードにその機能を付加することができるのは、第三条第一号の東京都電車及び東京都乗合自動車連絡定期乗車券に限る。

- 一 株式会社パスモが発行する「PASMO(モバイルPASMO及びApple PayのPASMOを除く。)」
- 二 東日本旅客鉄道株式会社が発行する「Suica」
- 三 東京モノレール株式会社が発行する「モノレールSuica」

四 東京臨海高速鉄道株式会社が発行する「りんかいSuica」(モバイルIC端末等又はモバイルIC乗車券を媒体とする連絡定期乗車券)

第五条の三 連絡定期乗車券(第八条第一項に定める特殊割引連絡定期乗車券を除く。)は、次の各号に定めるモバイルIC端末等又はモバイルIC乗車券に当該乗車券の機能を付加することができる。

一 モバイルPASMO

二 Apple PayのPASMO

第六条を次のように改める。

(乗車券の発売場所)

第六条 連絡定期乗車券は、次の場所において発売する。

一 第三条第一号の東京都電車及び東京都乗合自動車連絡定期乗車券(モバイルSuica又は第五条の三各号のモバイルIC端末等)にその機能を付加する場合を除く。)

ア 東京都交通局荒川電車営業所

イ 東京都交通局自動車営業所及び支所(青梅支所を除く。)

ウ 東京都地下高速電車及び東京都日暮里・舎人ライナーの駅(指定駅において、

第五条の二各号のICカードを媒体とする連絡定期乗車券を発売する場合に限る。)

エ 東京都地下高速電車の定期乗車券発売所(第五条第一号アのプラスチック式及び

び同号イの紙式については、指定発売所に限る。)及び東京都日暮里・舎人ライ

ナーの日暮里駅定期乗車券発売所

オ 一般財団法人東京都営交通協力会認定発売所

二 第三条第一号の東京都電車及び東京都乗合自動車連絡定期乗車券(モバイルSuica)にその機能を付加する場合に限る。)

ア 東京都交通局荒川電車営業所

イ 東京都交通局自動車営業所及び支所(青梅支所を除く。)

ウ 一般財団法人東京都営交通協力会認定発売所

三 第三条第二号の東京都電車及び東京都地下高速電車連絡定期乗車券、同条第三号

の東京都乗合自動車及び東京都地下高速電車連絡定期乗車券、同条第四号の東京都電車及び東京都日暮里・舎人ライナー連絡定期乗車券並びに同条第五号の東京都乗合自動車及び東京都日暮里・舎人ライナー連絡定期乗車券(第五条の三各号のモバイルIC端末等又はモバイルIC乗車券に機能を付加する場合を除く。)

ア 東京都地下高速電車の駅(指定駅に限る。)及び定期乗車券発売所

イ 東京都日暮里・舎人ライナーの駅(指定駅に限る。)及び日暮里駅定期乗車券

発売所

第七条第一号に次のただし書を加える。

ただし、第五条の三各号に定めるモバイルIC端末等又はモバイルIC乗車券に当該連絡定期乗車券の機能を付加する場合は、有効開始日の十四日前とする。

第十条を次のように改める。

(改氏名等の場合の乗車券の書換え)

第十条 第五条各号の連絡定期乗車券を所持する旅客は、改氏名等により書換えを必要とする場合、当該連絡定期乗車券の種別に応じ、東京都電車条例施行規程(昭和三十九年交通局規程第三十七号。以下「電車規程」という。)第三十一条、東京都乗合自動車条例施行規程(昭和四十年交通局規程第五十号。以下「乗合自動車規程」という。)第三十九条、高速電車規程第五十八条又はライナー規程第七十二条の取扱いを請求しなければならない。ただし、この場合、手数料は無料とする。

第十条の次に次の一条を加える。

(券面表示事項が不明となつた乗車券の取扱)

第十条の二 第五条各号の連絡定期乗車券を所持する旅客は、券面表示事項が不明となつた場合、当該連絡定期乗車券の種別に応じ、電車規程第三十二条、乗合自動車規程第四十条、高速電車規程第四十九条又はライナー規程第六十五条の取扱いを請求しなければならない。ただし、この場合、手数料は無料とする。

2 第五条の二各号のICカードを媒体とする連絡定期乗車券(無記名ICカードを除く。)を所持する旅客は、券面表示事項が不明となつた場合、当該連絡定期乗車券の種別に応じ、東京都電車ICカード取扱規程(平成十九年交通局規程第三号。以下「電車ICカード規程」という。)第三十一条、東京都乗合自動車ICカード取扱規

程(平成十九年交通局規程第六号。以下「乗合自動車ICカード規程」という。)第三十一条、東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程(平成十九年交通局規程第八号。以下「高速電車ICカード規程」という。)第三十七条又は東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車券取扱規程(平成二十年交通局規程第三十二号。以下「ライナーICカード規程」という。)第三十七条の取扱いを請求しなければならない。

第十一条第一項中「東京都電車条例施行規程(昭和三十九年交通局規程第三十七号。以下「電車規程」という。)」を「電車規程」に、「東京都乗合自動車条例施行規程(昭和四十年交通局規程第五十号。以下「乗合自動車規程」という。)」を「乗合自動車規程」に、「又は高速電車規程」を「高速電車規程」に改め、同条第二項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 第五条の二各号のICカードを媒体とする連絡定期乗車券を所持する旅客は、当該連絡定期乗車券の種別に応じ、電車ICカード規程第三十八条、乗合自動車ICカード規程第三十八条、高速電車ICカード規程第四十四条又はライナーICカード規程第四十四条の取扱いを請求することができる。

3 第五条の三各号のモバイルIC端末等又はモバイルIC乗車券を媒体とする連絡定期乗車券を所持する旅客は、当該連絡定期乗車券の種別に応じ、東京都電車モバイルIC端末取扱規程(令和二年交通局規程第二十一号。以下「電車モバイルIC規程」という。)第二十八条、東京都乗合自動車モバイルIC端末取扱規程(令和二年交通局規程第二十五号。以下「乗合自動車モバイルIC規程」という。)第二十八条、東京都地下高速電車モバイルIC乗車券取扱規程(令和二年交通局規程第二十八号。以下「高速電車モバイルIC規程」という。)第十八条又は東京都日暮里・舎人ライナーモバイルIC乗車券取扱規程(令和二年交通局規程第二十九号。以下「ライナーモバイルIC規程」という。)第十八条の取扱いを請求することができる。

第十二条第二項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 第五条の二各号のICカードを媒体とする連絡定期乗車券を所持する旅客が電車ICカード規程第三十二条、乗合自動車ICカード規程第三十二条、高速電車ICカード規程第三十八条又はライナーICカード規程第三十八条の規定に該当する行為をし、

当該連絡定期乗車券が無効となつた場合は、その旅客から当該連絡定期乗車券の種別に応じ、電車ICカード規程第三十三条、乗合自動車ICカード規程第三十三条、高速電車ICカード規程第三十九条又はライナーICカード規程第三十九条の規定を適用して算出した旅客運賃及び増運賃を收受する。

3 第五条の三各号のモバイルIC端末等又はモバイルIC乗車券を媒体とする連絡定期乗車券を所持する旅客が電車モバイルIC規程第二十四条、乗合自動車モバイルIC規程第二十四条、高速電車モバイルIC規程第十三条又はライナーモバイルIC規程第十三条の規定に該当する行為をし、当該連絡定期乗車券が無効となつた場合は、その旅客から当該連絡定期乗車券の種別に応じ、電車モバイルIC規程第二十五条、乗合自動車モバイルIC規程第二十五条、高速電車モバイルIC規程第十四条又はライナーモバイルIC規程第十四条の規定を適用して算出した旅客運賃及び増運賃を收受する。

第十三条中「及びライナー規程」を「、ライナー規程、電車ICカード規程、乗合自動車ICカード規程、高速電車ICカード規程、ライナーICカード規程、電車モバイルIC規程、乗合自動車モバイルIC規程、高速電車モバイルIC規程及びライナーモバイルIC規程」に改める。

第十四条中「事項は、」の下に「電車部長又は」を加える。

附 則  
この規程は、公布の日から施行する。

●交通局規程第三十号

東京都交通局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都交通局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱い  
に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規

程(昭和六十一年交通局規程第四十一号)の一部を次のように改正する。  
 第三条の見出し中「受給者台帳の作成」を「受給者情報の記録」に改め、同条第二条中「児童手当受給者台帳」を「児童手当受給者情報」に、「作成し」を「記録し」に改める。

第八条中「附則第二条第三項」を「附則第二条第四項」に改める。

第九条の表中「児童手当受給者台帳」を「児童手当受給者情報」に改める。

別記第三号様式(表)中「~~児童手当受給者台帳~~」を「~~児童手当受給者情報~~」に改める。

附則

1 この規程は、令和四年六月一日から施行する。

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都交通局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程別記第三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●交通局規程第三十一号

東京都交通局職員制服規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都交通局職員制服規程の一部を改正する規程

東京都交通局職員制服規程(昭和三十八年交通局規程第九十七号)の一部を次のように改正する。

別表一の部職員部に属する職員の項中「夏接客服」を

「夏接客服  
ベスト」三年二着に改め、同項摘要の欄中「接客服上衣、ベスト」とする。

ト及びネクタイの初回貸与期間は  
を  
接客服上衣、ベスト及びネクタイの初回三年とする。  
夏接客服ベストは、被貸与者を女性職員とする。

貸与期間は  
に限定す  
に改め、同部電車部に属する職員の款アの項中「夏接客服」

「夏接客服  
ベスト」無期一着に改め、同項摘要の欄中  
被貸与者を本庁に勤務する管理職及び運転課に勤務する者に限定する。  
夏接客服ベストは、被

する管理職及び運転課に勤務  
貸与者を女性職員に限定する。  
に改め、同款イの項中「夏接客服」

「夏接客服  
ベスト」三年二着に改め、同項摘要の欄中  
接客服上衣、ベスト及びネクタイの初回貸与期間は三年とする。  
夏接客服ベストは、被貸与者を女性職員に限定する。

「夏接客服  
ベスト」三年とする。  
に改め、同部自動車部に属する職員の款アの項



中「夏接客服」

「夏接客服」を

無期一着に

改め、同項摘要の欄中

被貸与者を本庁に勤務する部長及び担当部長に限定する。

を

被貸与者を本庁に勤務する部長及び担当部長に限定する。

に改め、同款イの項中

夏接客服ベストは、被貸与者を女性職員に限定する。

夏接客服

「夏接客服」を

三年二着に改

め、同項摘要の欄中

接客服上衣、ベスト及びネクタイの初回貸与期間は三年とする。

を

接客服上衣、ベスト及びネクタイの初回貸与期間は三年とする。夏接客服ベストは、被貸与者を女性職員に限定する。

に改める。

別表二の部中

夏接客服  
夏妊婦服

六月一日から九月三十

日まで

を

夏接客服（ベストを除く。）  
夏妊婦服  
夏接客服（ベストに限る。）

六月一日から九月三十  
五月一日から十月三

に改める。

十一日まで

十日まで

附則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

### 公 告

窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱の公告について

窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱（平成六年九月三十日付公告）の一部を改正したので、次のとおり公告する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

別表十二福祉保健局 9の項中「社会福祉法」の次に「第68条の2、」を加え、同表10の項中「社会福祉法」の次に「第68条の3、第68条の4、」を加え、同表101の項中「承認」を「認可」に改め、同表105の項中「廃止」を「辞退」に改め、同表121の項中「東京都国民健康保険団体会社」及び「30」を削り、同表144の項中「介護職員初任者研修事業者」を「介護員養成研修事業者」に改め、同表中145の項を削り、146の項を145の項とし、同表147の項中

20	東京都福祉保健財団	20	を	13
----	-----------	----	---	----

に改め、同項を同表146の項とし、同表中148の項を147の項と

20	東京都福祉保健財団	20	を	13	東京保健
----	-----------	----	---	----	------

に改め、同項を同表148の項とし、同表中150の項を149の項と

20	東京都福祉保健財団	20	を	11	東京保健
----	-----------	----	---	----	------

に改め、同項を同表150の項とし、同表中152の項から172の項ま

7	都福祉財団
---	-------

でを151の項から171の項までとし、同表173の項中

都福祉財団	を	東京都福祉保健財団	8
-------	---	-----------	---

に改め、同項を同表172の項とし、同表174の項中

福祉財団	を	東京都福祉保健財団	8
------	---	-----------	---

改め、同項を同表173の項とし、同表中175の項から179の項までを174の項から178の項までとし、同表180の項中「老人福祉法施行規則第5条」を「老人福祉法第16条第3項」に改め、同項を同表179の項とし、同表中181の項から184の項までを180の項から183の項までとし、同表185の項中「10」を「5」に改め、同項を同表184の項とし、同表中186の項を185の項とし、同表187の項中「10」を「5」に改め、同項を同表186の項とし、同表中188の項を187の項とし、同表189の項中「10」を「5」に改め、同項を同表188の項とし、同表中190の項を189の項とし、191の項を190の項とし、同表192の項中「10」を「5」に改め、同項を同表191の項とし、同表中193の項を192の項とし、同表194の項中「10」を「5」に改め、同項を同表193の項とし、同表195の項中「10」を「5」に改め、同項を同表194の項とし、同表中196の項を195の項とし、同表197の項中「10」を「5」に改め、同項を同表196の項とし、同表中198の項を197の項とし、同表199の項中「10」を「5」に改め、同項を同表198の項とし、同表中200の項から212の項までを199の項から211の項までとし、同表213の項中「10」を

「5」に改め、同項を同表212の項とし、同表中214の項から272の項までを213の項から271の項までとし、同表273の項中「30」を「45」に改め、同項を同表272の項とし、同表中274の項から301の項までを273の項から300の項までとし、同表302の項中「第5条」を「第4条、第5条」に改め、同項を同表301の項とし、同表中303の項から514の項までを302の項から513の項までとし、715の項から882の項までを742の項から909の項までとし、同表714の項中

2	を	35	都保健所、区保健所、市保健所	15
---	---	----	----------------	----

6	都保健所、区保健所、市保健所
---	----------------

に改め、同項を同表741の項とし、同表713の項中「4」を「30」に、「2」を「15」に改め、同項を同表740の項とし、同表712の項中

4	市町村（八王子、町田市を除く。）	2
---	------------------	---

30	を	15	に改め、同
----	---	----	-------

15	市町 王子 市を
----	----------

5	を	45	市町村（八王子、町田市を除く。）
---	---	----	------------------

15 に改め、同項を同表738の項とし、同表710の項

15	市町村（八王子、町田市を除く。）	5
----	------------------	---

45	市町村（八王子、町田市を除く。）	15	に改め、同項を同表
----	------------------	----	-----------

737の項とし、同表中630の項から709の項までを657の項から736の項までとし、629の項を652の項とし、同項の次に次のように加える。

653	医薬品基準確認証書換え交付	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第26条の4第1項	健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課	10			1	
654	医薬部外品基準確認証書換え交付	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第26条の4第1項	健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課	10			1	
655	医薬品基準確認証再交付	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第26条の5第1項	健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課	10			1	
656	医薬部外品基準確認証再交付	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第26条の5第1項	健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課	10			1	

別表十二福祉保健局中622の項から628の項までを65の項か

ら66の項までとし、621の項を68の項とし、同項の次に次の

ように加える。

639	医薬品製造業 (特定保管) 登録証書換え交付	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第45条、旧薬事法施行令第16条の4第1項	健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課	10			1	
640	医薬部外品製造業 (特定保管) 登録証書換え交付	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第16条の4第1項	健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課	10			1	
641	化粧品製造業 (特定保管) 登録証書換え交付	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第16条の4第1項	健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課	10			1	
642	医薬品製造業 (特定保管) 登録証再交付	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第16条の5第1項	健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課	10			1	
643	医薬部外品製造業 (特定保管) 登録証再交付	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第16条の5第1項	健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課	10			1	
644	化粧品製造業 (特定保管) 登録証再交付	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第16条の5第1項	健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課	10			1	

別表十二福祉保健局中553の項から620の項までを570の項から637の項までとし、552の項を565の項とし、同項の次に次のように加える。

566	医薬品区分適合性調査	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の2第2項、第3項	健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課	35				1	
567	医薬品適合性確認調査	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の7の2第25項	健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課	35				1	
568	医薬品区分適合性調査	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の2第2項、第3項	健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課	10				1	
569	医薬品区分適合性確認調査	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の7の2第25項	健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課	35				1	

別表十二福祉保健局中566の項から569の項までの33の項か

ら566の項までとし、566の項を566の項とし、同項の次に次の

ように加える。

550	医薬品製造業（特定保管）登録更新	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条の2の2第41項	健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課	15				1	
551	医薬品製造業（特定保管）登録更新	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条の2の2第41項	健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課	15				1	
552	化粧品製造業（特定保管）登録更新	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条の2の2第41項	健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課	15				1	

別表十二福祉保健局中550の項から552の項までの3の項か

ら550の項までとし、553の項を553の項とし、同項の次に次の

ように加える。

541	医薬品製造業（特定保管）登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条の2の2第17項	健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課	20				1	
542	医薬品製造業（特定保管）登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条の2の2第17項	健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課	20				1	
543	化粧品製造業（特定保管）登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条の2の2第17項	健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課	20				1	

別表十二福祉保健局中516の項から532の項までを523の項か

ら530の項までとし、515の項を514の項とし、同項の次に次の

ように加える。

515	地域連携薬局認定	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第6条の2第1項、第2項	健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課	7			1	
516	地域連携薬局認定更新	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第6条の2第4項	健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課	7			1	
517	専門医療機関連携薬局認定	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第6条の3第1項、第2項	健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課	7			1	
518	専門医療機関連携薬局認定更新	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第6条の3第5項	健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課	7			1	
519	地域連携薬局認定証書換え交付	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第8条の8第1項	健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課	5			1	
520	専門医療機関連携薬局認定証書換え交付	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第8条の8第1項	健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課	5			1	
521	地域連携薬局認定証再交付	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第9条の9第1項	健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課	5			1	
522	専門医療機関連携薬局認定証再交付	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第9条の9第1項	健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課	5			1	

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 五〇円  
 六、六〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

